

ショートステイハーモニー運営規程

第1条 (事業の趣旨)

この規程は、介護保険法及び指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、指定短期入所生活介護事業所（指定介護予防短期入所生活介護）（以下「本事業所」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (事業の目的)

本事業所は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族等の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

第3条 (事業の運営方針)

1. 本事業所は、利用者が要介護状態等になった場合においても、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 本事業所は、利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画（介護予防計画）が提供されるよう配慮し努める。
3. 本事業所は、利用者の人格を尊重し、利用者の心身の状況、家族等の状況に応じた適切な援助及び指導を行い、安定した日常の生活を営むことができるよう努める。
4. 本事業所は、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
5. 本事業所で提供されるサービスは、本事業所で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めた指定短期入所生活介護計画（指定介護予防短期入所生活介護計画）に基づき行う。とくに認知症を有する方については、その特性に応じたサービスを提供する。
6. 本事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の質の評価を行い、常にその改善を図る。
7. 本事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
8. 指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
9. 本事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症を有する状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

10. 本事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

第4条 (事業の名称)

この事業を行う事業所の名称は「ショートステイハーモニー」と称する。

第5条 (事業の設置)

本事業所は、熊本市東区秋津町秋田171番地3に事務所を設置する。

第6条 (実施主体)

事業の実施主体は、社会福祉法人はちす福祉会とする。

第7条 (職員の職種、及び定数)

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）及び本体施設の従事人数

1. 管理者・・・・・・・・・・1以上
2. 生活相談員・・・・・・・・・・1以上
3. 介護支援専門員・・・・・・・・・・1以上
4. 介護職員及び看護職員・・・・常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
5. 医師・・・・・・・・・・1以上（嘱託医）
6. 管理栄養士・・・・・・・・・・1以上
7. 機能訓練指導員・・・・・・・・・・1以上

第8条 (職員の職務内容)

前条に定める職員の職務は、次のとおりとする。

1. 管理者は、利用者に応じた指定短期入所生活介護計画（指定介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。又、本事業所を管理し、職員の指導監督をする。
2. 医師は、利用者の健康管理、相談指導及び診療を行う。
3. 生活相談員及び介護支援専門員は、利用者の心身の状況に応じた指定短期入所生活介護計画（指定介護予防短期入所生活介護計画）を作成し、利用者の相談、指導並びにサービス上の連絡調整に従事する。
4. 機能訓練指導員は、指定短期入所生活介護計画（指定介護予防短期入所生活介護計画）に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
5. 看護職員は、利用者の健康管理に従事する。
6. 介護職員は、利用者の日常生活のサービス介助及び相談、援助に従事する。
7. 管理栄養士は、利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した栄養管理に従事する。
8. 前各項のほか、職員の職務内容については、管理者の指示による。
9. 職員は、利用者のサービスにあたって、その人格を尊重し、国籍、社会的身分、信条、宗教教養及び容姿により差別又は優先的な取扱いをしない。

10. 職員は、利用者に接する場合は誠心懇切を旨とし、粗暴な言動その他不都合な行為がないようサービスを提供する。
11. 職員は、常に利用者のサービスに創意工夫を重ね、利用者の生活がより豊かになるように努める。

第9条 (指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の利用定員)

本事業所の指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)サービス専用ベッド数は18床とする。

第10条 (指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の運営内容)

1. 指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)の作成

- (イ) 本事業所は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って利用者の指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)を作成する。
- (ロ) 本事業所は、指定短期入所生活介護計画書(指定介護予防短期入所生活介護計画)の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、指定短期入所生活介護(指定介護予防短期入所生活介護)の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし、これに基づき援助の方向性や目標を明確にし、担当する指定短期入所生活介護員の氏名、指定短期入所生活介護員等が提供するサービスの具体的内容所要時間、日程表を明らかにする。
- (ハ) 本事業所は、指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)について、利用者及び家族等に説明し、同意を得たうえで決定する。
- (ニ) 本事業所は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)を変更する。
- (ホ) 本事業所は、指定短期入所生活介護計画(指定介護予防短期入所生活介護計画)を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認する。

2. 入浴サービス

- (イ) 本事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴サービスの援助を行うことによって、利用者の心身の清潔の保持、心身機能の維持を図ることを基本方針とする。
- (ロ) 本事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行う。
- (ハ) 本事業所は、自らその提供する入浴サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (ニ) 入浴日は、最低1週間に2回以上適切な方法により、利用者を入浴又は清拭させる。
- (ホ) 入浴に際しては、多くの利用者が利用することを考え、清潔の維持に留意する。
- (ヘ) 利用者の伝染病の患者等の疑い、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに入浴を中止し、主治の医師等への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

3. 給食サービス

(イ) 本事業所は、利用者に対して毎日、管理栄養士の献立による栄養バランスを考慮し高齢者の嗜好に配慮した朝食、昼食、夕食及びおやつを次の時間帯において提供する。

- ① 朝食 8:00
- ② 昼食 12:00
- ③ おやつ 15:00
- ④ 夕食 18:00

(ロ) 給食については、常に利用者の身体状況及び嗜好等をもとに、調理する。

(ハ) 調理は、予め作成された献立に従って行う。

(ニ) 病気その他の理由により特別の給食を必要とするときは、特別食の調理を行う。

(ホ) 食品の保存に当たっては、腐敗又は変質しないよう適切な措置を講じる。

(ヘ) 給食については、その実効を高めるため定期的に研究及び検討を行う。

(ト) 給食従事者は、毎月1回検便を受けなければならない。

4. 送迎サービス

(イ) 本事業所の送迎サービスは、事業の実施地域内において利用者宅より本事業所までとする。

(ロ) 利用者の送迎にあたっては、交通ルールを厳守し、その身体の安全確保に留意する。

(ハ) 添乗員は、利用者の昇降の際には、怪我等が起きないように万全の注意を払う。

5. 機能訓練

(イ) 本事業所は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

6. 介護サービス

(イ) 本事業所は利用者の介護にあたっては、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

7. 衛生管理

(イ) 利用者の使用する設備、食器等、又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、必要な措置を講じる。

(ロ) 本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。又、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を取る。

8. 健康管理

(イ) 利用者の健康管理については、常に身体状況の把握に努め、異常を認めた時は、すみやかに適切な処置をしなければならない。

(ロ) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を定め、具体的なサービスの内容等を記載した計画に基づいて指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスを行う。

(ハ) 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮すると共に適切な時間に提供する。又利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮しできるだけ離床して食堂で行う。

9. 非常災害対策

(イ) 本事業所は、非常災害に備えて「ハーモニー」の防災計画を準用し、具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、防火及び消火設備の保守点検、避難救助、消火、通報訓練等を定期的に行う。

・総合訓練 年2回以上

(ロ) 災害等の非常事態に際しては、利用者及び職員等の生命、身体の安全及び保護を優先して対処することを原則とする。

(ハ) その他、非常災害時の避難誘導要領、必要事項は別に定めるハーモニー防災対策規程に定める。

(ニ) 防災対策において、避難、救出その他の訓練等の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるように連携に努める。

10. 教養・娯楽

(イ) 利用者の教養を深め娯楽に努めるための設備等を整備する。

(ロ) 定期的にレクレーション等を実施し、利用者の心豊かな生活の場となるよう努める。

11. 入所にあたっての留意点

(イ) 居室や設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反したご利用により破損などが生じた場合、弁償となる場合がある事、生もの類の持ち込みは原則禁止とし、他の入所者の方との物の受け渡しも控えるよう周知を行う。

第11条 (苦情処理)

本事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要については、別紙に記載する。なおいかなる苦情においても迅速かつ適切に対応する。

第12条 (事故発生時の対応)

1. 利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じる。又利用者に対する指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合、本事業所に非が認められる場合に限り、弁護士を通し損害賠償を速やかに行う。
2. 本事業所は、事故が生じた際にはその原因を速やかに解明し再発生を防ぐための対策を講じる。

第13条 (利用料その他の費用の額)

1. 本事業所は、介護保険給付対象サービス（ショートステイ）を提供した際にはその利用者から利用料の一部として、利用者の所得の割合に応じて介護報酬の告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額の支払いを受ける。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金として一旦全額支払を受ける。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。）

2. 本事業所は、介護報酬の告示上の額の1割（利用者所得により2割か3割）に該当しない指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した際に、その利用者から支払いを受ける額と介護報酬の告示上の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
3. 本事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

① 滞在費／食事代 : 1日当たり

	居室料		食費
第一段階	個室) 320円	多床室) 0円	300円
第二段階	個室) 420円	多床室) 370円	600円
第三段階①	個室) 820円	多床室) 370円	1,000円
第三段階②	個室) 820円	多床室) 370円	1,300円
第四段階	個室) 1,171円	多床室) 855円	1,445円

※ 朝食：350円／昼食：575円／夕食：520円

- ② 理美容代：（実費）
- ③ 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当する事が適当と認められる費用。（実費）
4. 本事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又は家族等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、文書により利用者の同意を得る。
5. 本事業所は、提供した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）サービスについて、利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）提供証明書を利用者に対して、交付する。

第14条 （通常の事業の実施地域）

本事業所の事業の通常の実施地域については、熊本市内とする。

第15条 （秘密保持）

1. 本事業の職員や関係者は、業務上知り得た利用者又は、その家族等の秘密を漏らさない。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

第16条 （虐待の防止）

利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する必要な措置を講じる。別の規定に沿って、虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努めると共に、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

また虐待防止の担当者を置き虐待防止委員会の定期開催を行いその結果を従業者へ通知を行う。合わせて虐待防止の指針の整備を行い従業者、利用者またその家族への通知を行う。

第 17 条 （職員の資質の向上）

施設職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する認知症介護にかかる基礎的な研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保する。また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるため必要な措置を講じる。

第 18 条 （業務継続計画の策定）

感染症や災害が発生した場合であっても入所者が継続して介護サービスの提供を受けられるよう、施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な研修及び訓練を実施する。非常災害（火災、風水害、地震）発生時には避難確保計画に従い情報の収集、連絡網を使った情報伝達、避難誘導を行う。

第 19 条 （ハラスメントの防止）

施設におけるハラスメントの防止のため、事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談や苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、被害者への配慮のための取り組み、被害防止のための取り組みなど雇用管理上の措置を講じる。

第 20 条 （電磁的記録）

省令で規定する書面の作成、保存等を電磁的記録により行う事が出来ることとする。また、利用者及びその家族等の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、書面で行う事が規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者及び家族等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができることとする。

第 21 条 （緊急時等における対応方法）

急病や事故、災害発生時には迅速に施設内での周知を行い各マニュアルに沿って家族や病院、行政機関との連携を図り対応を行っていくこととする。

第 22 条 （その他運営に関する重要事項）

1. 本事業所の会計は、その他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日の会計期間とする。
2. 本事業所の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
3. 利用者、家族等からその代償として金品その他の財産上の利益を収受しない。
4. 本事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
5. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態等又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、直ちに市町村に通知する。

6. 必要書類の保存期間は5年とする。

附則 この運営規程は令和6年4月1日より施行する。